

平成 30 年（フ）第 2680 号

破産者 株式会社 連 専

財産状況報告書の要旨

平成 30 年 12 月 18 日

各 位

破産管財人 印 藤 弘 二

上記破産者（以下「破産会社」という。）に係る御庁頭書破産事件につき、当職の提出した平成 30 年 12 月 11 日付財産状況報告書の要旨は次のとおりである。

記

第 1 破産会社の概要

1 破産会社の沿革等

破産会社の沿革は概略以下のとおりである。

昭和 35 年 9 月	貸金業を目的として、「株式会社連専互助会」の商号で和歌山市中ノ店南ノ丁 4 にて設立
昭和 37 年 9 月	「和歌山連専商事株式会社」に商号変更
昭和 41 年 8 月	本店を現在の本店所在地に移転
同年同月	破産会社が一部出資して設立した関連会社株式会社和歌山連専総合互助センターが、本店所在地で「総合結婚式場 華月殿」を開業
昭和 50 年 4 月	和歌山連合専門店協同組合から信販事業の事務を受託
昭和 56 年 5 月	株式会社和歌山連専総合互助センターを吸収合併し、現商号「株式会社連専」に商号変更
昭和 57 年 10 月	協同組合和歌山専門店会よりクレジット売掛金とカード会員を譲受け
昭和 58 年 10 月	有田クーポン協同組合よりクレジット売掛金とカード会員を譲受け
昭和 63 年 4 月	和歌山連合専門店協同組合から信販事業を譲受け
平成 6 年 6 月	紀南クレジット協同組合よりクレジット売掛金とカード会員を譲受け
平成 20 年 4 月	「華月殿」における冠婚事業を 100%子会社の連専地所株式会社へ事業譲渡

平成 25 年 4 月	沖グループ代表の山縣好希氏に同社経営権を連專地所株式とともに譲渡
平成 26 年 2 月	貸金業を廃業
同年同月	和歌山簡易裁判所に特定調停の申立て
同年 10 月	同裁判所で特定調停成立
同年 12 月	信販業を廃業
平成 30 年 6 月	大阪地方裁判所へ本件破産手続開始の申立て

2 主たる事業内容

従前、貸金業及び信販業を営んでいたが、上記沿革にあるとおり、平成 26 年 2 月に貸金業を、同年 12 月には信販業を廃業し、その後は両事業により取得した貸金債権及び信販債権の回収のみを行っていた。

また、平成 25 年以前には、子会社を通じて冠婚事業「華月殿」を営んでいたが、上記のとおり、同年にその経営権を山縣氏に譲渡している。

3 資本の状況等

破産手続開始時における資本金は 9048 万 5250 円、発行済株式の総数は 36 万 1941 株である。

株主数は、和歌山市内の商店街「ぶらくり丁」付近の地元商店主を中心に 124 名を数える。

4 役員従業員の状況

(1) 破産手続開始時の役員

破産手続開始決定時の役員は次のとおりである。

代表取締役	萩 高明
取締役	島 幸一
取締役	池永哲也
監査役	小早川暢也

(2) 従業員の状況

破産手続開始時の従業員数は 4 名であった。

5 事業施設

破産手続開始時の事業施設は、本店所在地である和歌山市屋形町 2 丁目 10 番地ルミエール華月殿 3 階の事務所のみであり、現在は破産管財人室コ

ールセンターとして賃借している。

第2 破産手続開始に至った事情

1 設立から平成18年頃まで

(1) 破産会社は、昭和35年9月、和歌山市内の商店街「ぶらくり丁」界隈の商店主らが出資して貸金業を目的として設立した株式会社である。

昭和50年以降は、設立当初からの貸金業に加え、破産会社設立に先立って昭和27年11月に「ぶらくり丁」界隈の商店主らにより設立された和歌山連合専門店協同組合より、同組合の営む信販業の事務を受託するようになった。

(2) 和歌山連合専門店協同組合は、昭和55年に海南クーポン協同組合から、昭和57年に協同組合和歌山専門店会から、昭和58年に有田クーポン協同組合から、それぞれカード会員を承継して信販事業を拡大させていき、昭和63年、それまで同事業の事務を委託していた破産会社に対し、一括して信販事業を譲渡した。

さらに破産会社は、平成6年に紀南クレジット協同組合からカード会員を承継し、これによって和歌山県下一円を事業の範囲とするまでに業容を拡大した。

(3) また、破産会社が一部出資して昭和41年8月に設立した和歌山連専総合互助センターの営む結婚式場「華月殿」による冠婚事業について、昭和56年に同社を吸収合併してこれを承継した。

(4) 以上のように、破産会社は昭和63年には、貸金業、信販事業及び冠婚事業の3事業を運営するようになり、平成3年度には営業収益20億円、営業利益2億円を計上するまでになった。

(5) しかしながら、その一方、昭和58年から平成4年にかけて、華月殿に隣接する事業用不動産取得を目的として金融機関から借入れた債務等につき、その後のバブル景気崩壊による不動産価格の下落などを受けて、平成15年頃から金融機関債権者より不動産担保以外の追加担保の設定を求められ、顧客に対する信販業に基づく立替金債権及び貸金事業に基づく貸金債権の大半に譲渡担保を設定することとなった。

また、これら金融債務の金利負担が破産会社の財務を圧迫することとなった。

2 平成18年頃以降、平成26年まで

(1) 平成18年1月、利息制限法上の制限金利を超える部分（いわゆるグレ

ーゾーン金利)の支払を有効な利息の弁済とみなす、同法のいわゆる「みなし弁済規定」を実質的に死文化させる最高裁判決が出され、同年12月、同規定の廃止を内容とする改正貸金業法が成立した。

これらのことから、破産会社においても、平成19年頃より、多数の過払金返還請求を受けるようになり、後述する平成26年2月の特定調停申立てまでに累計約7億円の過払金を返還することとなった。

この過払金返還資金を捻出するため、平成20年4月、個品割賦購入あっせん事業に係る立替金債権につき、金融機関債権者から譲渡担保の解除を受けて、その回収資金をこれに充てるとともに、当該事業から撤退したこと、また、利息制限法に基づく過払金引直しによる貸付金残高の減少に加え、平成22年施行の改正貸金業法による個人向け貸付けに係る総量規制の影響を受けて新規貸付が低調となったこと等から、平成18年3月期、貸付金残高14億円、割賦売掛残高25億円で営業収益は10億円であったものが、特定調停申立て後の平成26年3月期には、貸付金残高8億円、割賦売掛残高7億円となり営業収益は2億4000万円まで減少した。

さらに、平成20年、連専地所株式会社に運営を移管した華月殿事業の低迷に対する親会社としての支援増大、そして金融債務の金利負担などが重なり、平成19年3月期以降、赤字に転落、破産会社の業績、財務状況は急速に悪化していくこととなった。

(2) そのようななか、平成26年に入り、破産会社は近畿財務局から多額の貸倒引当金を計上するよう指導され、貸金業免許の登録に必要な純資産額5000万円の基準を充足できなくなり、同年2月10日、貸金業登録の更新ができず、新規貸出業務を停止することとなった。

(3) 破産会社は、貸金業停止を受けて、平成26年2月、和歌山簡易裁判所に金融機関債権者4社を相手方とする特定調停(和歌山簡易裁判所平成26年(特ノ)第1号。以下「本件特定調停」という。)を申し立てた。

本件特定調停申立書の記載等によれば、同月10日時点の時価ベースでの清算貸借対照表は資産総額20億3000万円に対し負債総額33億6000万円で実質13億3000万円の債務超過に陥っており、また、負債総額中、上記金融機関4社に対する債務が約32億2000万円を占めていた。

3 平成26年以降、破産手続開始申立てに至るまで

(1) 本件特定調停において、当初、破産会社は金融機関債権者からDES(債務の株式化)、DDS(債務の劣後化)などによる金融支援を受けて経営改

善を図り、貸金業免許の再取得を受けたいとの申し入れを行ったが、当時の財務状況や潜在的過払債権者の存在などから、事業再建型での合意を得ることはできず、協議が重ねられた結果、平成 26 年 10 月 31 日、骨子以下の内容で清算型の調停が成立した。

- ① 金融機関と以下の弁済協定を合意し、信販業務に係る加盟店への支払を優先する。
 - ② 顧客からの債権回収を進め、平成 26 年 2 月 10 日以降の回収金を、当初は 6 か月、以後 3 か月毎、に当該債権に譲渡担保権を有する金融機関別に集計する。
 - ③ 債権回収のための人的・物的経費及び過払金返還費用は、各金融機関が、その回収額の割合により按分負担する。
 - ④ 集計した回収額から経費等負担額を控除した金額を、破産会社から各金融機関に対し、3 か月に 1 回返済する。
- (2) 上記調停成立後、破産会社は平成 26 年 12 月に信販業を廃業し、貸金債権及び立替金債権の回収と過払金返還請求者への対応、そして上記調停合意に基づく金融機関債権者に対する弁済の履行と、担保権の設定された所有不動産の任意売却等の清算業務に専念することとなった。
- (3) そして、主要な有形資産の換価を終了し、破産会社の債権回収コストが回収額を上回ると想定された平成 30 年 6 月 10 日に弁済協定に基づく最後の支払を行ったうえ、破産会社は、同月 29 日、大阪地方裁判所に自己破産の申立てを行った。

よって、同月 29 日午前 11 時、同庁により破産手続開始決定がなされ、同時に当職が破産管財人に選任されたものである。

第 3 役員財産に対する保全処分又は役員責任査定決定を必要とする事情の有無等

破産会社の役員に対し、その責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判(破産法 178 条 1 項)を必要とする事情は認められない。

したがってまた、破産会社の役員財産に対する保全処分(破産法 177 条 1 項)を必要とする事情も認められない。

第 4 破産管財業務の経過

1 破産管財人室コールセンターの設置等

本破産事件では、破産債権者たる過払債権者が約 5500 名存在すると見込まれたことから、各種問合せに対応し、また破産債権届出書の受付及び管理

等を一元化する必要から、従前の本店所在地事務所に破産管財人室コールセンターを設置し、破産会社元従業員らを再雇用して同コールセンターに常駐配置することで、当該業務を処理することとした。

2 破産財団の調査と換価回収

破産手続開始決定後、申立代理人並びに破産会社代表者から財産関係書類の引渡を受け、それら関係書類の調査、破産会社関係者からの事情聴取、その他関係先に対する照会等の方法により、破産財団に関する調査を行い、その換価・回収を進めた結果、本年12月10日現在、当職の保管金口座に9152万2626円を保管している

3 債権調査手続等

本破産事件では、破産配当を実施できる見込みが生じたことから、平成30年10月5日付けで、債権届出期間を平成30年12月25日まで、債権調査期間を平成31年3月25日から平成31年4月8日までとする決定がなされた。

第5 破産財団の現況

1 破産財団に属する資産

現在までに判明した破産財団に属する資産の評価額は総額で1億0571万4531円及び額未定（このうち別除権対象財産の評価額は584万4795円及び額未定である。）である。

なお、上記未確定部分の太宗を占めるのは売却準備中の別除権対象債権であり、その他は比較的少額に止まる見込みである。

2 負債

本年12月10日時点で判明している負債の状況は、下記のとおりである。

ただし、現在、債権届出期間中であり、債権調査を経していないことから、今後相当程度変動することが見込まれる。

(1) 財団債権 858万4534円及び額未定

(確定額は支払済の清算費用等であり、未確定部分は今後発生する破産管財人報酬その他の清算費用等である。)

(2) 優先的破産債権 0円

(3) 一般破産債権 88億9255万3974円

(破産手続開始申立書記載の金額を記載している。)

第6 今後の管財業務の方針

1 資産処分等

破産会社の従前の顧客に対する貸金債権及び立替金債権につき、一括売却のための入札手続を実施済みであり、概ね平成31年1月頃までに、その売却を完了する予定である。

その後、同年4月頃を目途に破産管財人室コールセンターを撤収し、什器備品等を処分して資産の換価回収を終了する予定である。

2 配当の見込み等

前記第5の破産財団の資産及び負債の状況から、破産債権に対する配当が実施できる見込みが生じたことにより、前記第4の3記載のとおり、債権届出期間及び債権調査期間が指定された。

配当の実施時期は、平成31年夏頃を予定しているが、上記資産及び負債の状況から、現時点の予測として、一般破産債権に対する配当率は約1%程度に止まるものと見込まれる。

以 上